■固定資産税

固定資産税（家屋分）の軽減について

問 税務課家屋担当 ☎㉓2162

省エネ改修工事に伴う固定資産税の軽減

■対象となる住宅の要件

次の要件をすべて満たす住宅が対象になります。

(1)平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に改修された住宅

(2)次の❶～❹の工事のうち、❶の工事または❶を含む工事

❶窓の改修工事 ❷床の断熱改修工事 ❸天井の断熱改修工事 ❹壁の断熱改修工事（外気等と接するものの工事に限る）

※❶～❹までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合となること。

(3)改修工事が平成二十年一月一日に存する住宅（貸家住宅を除く）で行われること

▼当該改修工事に要する費用が三十万円以上であること

■減額される額

百二十平方㍍相当分まで翌年度の固定資産税が三分の一減額されます。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の軽減

■対象となる住宅の要件

次の要件をすべて満たす住宅が対象になります。

(1)平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に改修された住宅

(2)次のいずれかの人が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く）

❶六十五歳以上の人 ❷介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人 ❸身体障害者手帳の交付を受けている人

(3)補助金などを除いた自己負担額が三十万円以上の次の工事

❶廊下の拡幅 ❷階段のこう配の緩和 ❸浴室の改良 ❹便所の改良 ❺手すりの取り付け ❻床の段差の解消 ❼引き戸への取り替え ❽床表面の滑り止め化

■減額される額

百平方㍍相当分まで翌年度の固定資産税が三分の一減額されます。

長期優良住宅の新築に伴う固定資産税の軽減

■対象となる住宅の要件

次の要件をすべて満たす住宅が対象になります。

(1)長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅

(2)平成二十一年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に新築された住宅

(3)住宅部分の床面積が五十平方㍍（一戸建て以外の貸家住宅は四十平方㍍）以上二百八十平方㍍以下の住宅

(4)併用住宅の場合は、住宅部分が二分の一以上の住宅

■減額される額

一戸あたり百二十平方㍍相当分（住宅部分に限る）の固定資産税の二分の一の額

■減額期間

新築から五年度分（三階建て以上の中高層耐火住宅については七年度分）

■その他

長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

■環境保護

はじめようエコな暮らし

問 環境保全課 ☎㉓6074

ごみを減らすための取り組み「3R活動」とは、リデュース（Reduce＝減らす）、リユース（Reuse＝繰り返し使う）、リサイクル（Recycle＝再資源化）の三つの英語の頭文字をとった言葉です。

これら三つの活動を通じて、地球温暖化の原因といわれている二酸化炭素の排出量を削減するために、ごみの発生をできる限り少なくし、限りある資源を有効に利用して、地球環境に優しい循環型の社会を目指しています。

一人ひとりができることから始めるエコ活動をみんなではじめましょう。

大崎市では、昨年六月から「みやぎレジ袋使用削減取組協定」に基づいて、レジ袋を使わない、マイバック普及の取り組みを行っています。

市内のある店舗で調査したところ、昨年六月で七十七パーセント、今年二月には八十六パーセントの人がマイバックを持参しているという結果が出ており、マイバックを持参して買い物をする姿が広く定着してきました。

身近な生活からできるエコ活動「3R活動」をさらに広げ、地球環境に優しいライフスタイルについて考えてみませんか。

■機構改革

産業政策課を新設しました

問 行政改革推進課 ☎㉓2285

五月一日付で大崎市の組織を一部見直し、産業経済部内に、新たに産業政策課を設置しました。

併せて、農林振興局長を産業振興局長とし、新産業推進室は商工振興課から産業政策課に移動しました。

また、民生部に環境政策担当参事を配置しました。

■子ども手当

子ども手当 現況届の提出をお忘れなく

問 子育て支援課児童福祉係 ☎㉓6045

子ども手当は、今年四月から創設された新しい制度で、年三回（六月、十月、二月）に分けて支給します。

六月十日㈭は、四月・五月分の子ども手当の支給日ですが、これまで児童手当を受給していた人は二月、三月分の児童手当も併せて支給されます。

※振込時間は金融機関で異なります。

■現況届の提出

六月は、子ども手当を受給している人が現況届を提出する月です。提出が必要な人にはがきで通知します。手続きをしないと資格があっても六月以降の手当が支給されません。必ず手続きをしてください。現況届の用紙は会場に備え付けてあります。

※6月中に大崎市から転出予定の人も現況届の提出が必要です。

※公務員（特定独立行政法人に勤務する人を除く）は、勤務先で手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

❶通知（はがき） ❷印鑑（認印） ❸受給者の健康保険証の写し（子どもではなく保護者のもの。国民年金加入者は不要） ❹子どもと別居し、子どもの住所が大崎市以外の人は、子どもの住民票謄本

子ども手当の現況届受付日程

地域	受付日	受付時間	受付場所	対象学区／地区
古川	6月24日㈭	9：30～16：30	市役所本庁舎 北会議室 2階	古川第一小・高倉小
	6月25日㈮			古川第二小
	6月26日㈯			古川第三小・富永小
	6月27日㈰			古川第四小・清滝小
	6月28日㈪			古川第五小・長岡小
	6月29日㈫			志田小・西古川小・宮沢小 東大崎小・敷玉小
松山	6月24日㈭～26日㈯	9：30～16：30	松山保健福祉センター	松山地域全域
三本木	6月24日㈭～26日㈯	9：30～16：30	三本木保健福祉センター あそびの広場	三本木地域全域
鹿島台	6月23日㈬～25日㈮	9：30～19：00	鹿島台総合支所 2階 中会議室	鹿島台地域全域
			※混雑防止のため、駐車場は小学校プール脇をご利用ください	
岩出山	6月24日㈭～26日㈯	9：30～16：30	岩出山総合支所 1階 第2会議室	岩出山地域全域
鳴子温泉	6月24日㈭	9：30～16：30	川渡出張所	川渡地区
	6月25日㈮	9：30～12：00	鬼首基幹集落センター	鬼首地区
		13：00～16：30	鳴子保健・医療・福祉総合センター	鳴子地区・中山地区
	6月26日㈯	9：30～16：30		鳴子温泉地域全域
田尻	6月24日㈭～26日㈯	9：30～16：30	田尻スキップセンター 研修室	田尻地域全域

■宮城大学連携協力事業

宮城大学の移動開放講座

問 政策課 ☎㉓2129 FAX㉓2427

今年で四年目となる宮城大学移動開放講座の受講生を募集します。

この講座は、大崎市と宮城大学との連携協力事業の一環として毎年開催しているもので、大崎市のまちづくりのヒントとなる題材をそろえて、全六回開催します。

場所 古川食の蔵「醸室（かむろ）」寺子屋ホール

対象 市内在住または市内に通勤・通学している人

定員 五十人

受講料 二千円（六回分、資料代含む）

※各テーマ単位で受講する場合は一回五百円

申込 六月三十日㈬まで電話またはファクス（郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載）で申し込み

平成22年度宮城大学移動開放講座日程

開催日	時間	テーマ	講師
7月24日㈯	13：30～16：00	開校式 大崎の地形と気候の成り立ちを知る	食産業学部 助教 高橋信人
8月21日㈯	14：00～16：00	食の安全と安心に付加価値を～大崎市が発信する食の魅力～	食産業学部 准教授 老川信也
9月11日㈯	14：00～16：00	地域の学校作りと市民の役わり	看護学部 准教授 山岸利次
10月 9日㈯	13：30～15：30	子育てママの支援サロン～子どもの救急耳より情報～／大和キャンパス大学祭見学	看護学部 教授 遠藤芳子
11月13日㈯	14：00～16：00	大崎市にソーシャルメディアの芽を育てよう～ITの活用で地域活性化～	事業構想学部 教授 藤原正樹
12月18日㈯	13：30～16：00	原風景を通して再発見する地域景観の魅力 閉校式	事業構想学部 准教授 佐久間 治